

## ○志布志市まち・ひと・しごと創生推進協議会設置要綱

平成27年5月20日

告示第57号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(次条において「総合戦略」という。)に関し、関係機関等と相互に連携を図るとともに、効果的かつ効率的な推進を図るため、志布志市まち・ひと・しごと創生推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) それぞれの立場から総合戦略に関する施策を実施するための取組の推進に関すること。
- (2) 総合戦略についてその取組状況の総合的かつ定期的な検証に関すること。
- (3) その他総合戦略の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、言論機関及び士業の代表者
- (2) 各種団体の代表者等
- (3) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年6月8日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和元年9月18日告示第19号)

この告示は、令和元年9月24日から施行する。

附 則(令和5年2月17日告示第6号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日告示第26号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。